



愛媛県報

発行 愛媛県

平成22年2月16日火曜日 第2141号

◇ 目 次 ◇ 告 示

愛媛県汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱.....	104
数人共同施行営土地改良事業の換地処分.....	107
解除予定保安林にする旨の通知.....	107
付保義務の発生.....	107
付保義務の消滅.....	107

公有水面埋立工事のしゅん功認可.....	107
基本測量の終了の通知.....	108
道路の区域変更（県道大島環状線）.....	108
道路の供用開始（県道大島環状線）.....	108
建設業者の許可の取消し.....	109
道路の供用開始（一般国道379号）.....	109

告 示

○愛媛県告示第169号

愛媛県汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱を次のように定める。

平成22年2月16日

愛媛県知事 加戸守行

愛媛県汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱

（目的）

第1条 この要綱は、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号。以下「法」という。）に基づく汚染土壌処理業の許可等に関し、当該許可等の申請に先立って必要な指導等を行うことにより、汚染土壌の適正な処理を推進し、並びに汚染土壌処理施設の設置の場所及びその周辺の地域の生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 汚染土壌 法第16条第1項に規定する汚染土壌をいう。
- (2) 汚染土壌処理施設 法第22条第1項に規定する汚染土壌処理施設をいう。
- (3) 汚染土壌処理業の許可等 法第22条第1項の規定による汚染土壌処理業の許可又は法第23条第1項の規定による変更の許可をいう。
- (4) 事業計画者 汚染土壌処理業の許可等を受けようとする者をいう。
- (5) 関係市町長 汚染土壌処理施設の設置の場所を所管する市町の長をいう。

（生活環境に及ぼす影響の調査）

第3条 事業計画者は、汚染土壌処理業の許可等を受けようとするときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時期に、当該汚染土壌処理業の用に供する汚染土壌処理施設の設置の場所及びその周辺の地域の生活環境の状況並びに当該汚染土壌処理業を行うことによって当該汚染土壌処理施設の設置の場所及びその周辺の地域の生活環境に及ぼす影響を調査し、生活環境保全上の措置を記載した書類を作成しなければならない。ただし、第3号に掲げる場合であって、当該既存の施設の設置について環境影響評価法（平成9年法律第81号）第12条第1項若しくは愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）第12条の規定による環境影響評価又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第3項の規定による周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査を実施しているときは、この限りでない。

- (1) 汚染土壌処理施設を新設して汚染土壌処理業を行おうとする場合 当該汚染土壌処理施設の新設の工事の着手前
- (2) 既存の施設を汚染土壌処理の用に供して汚染土壌処理業を行おうとする場合で、当該施設の構造の変更を伴うとき 当該施設の構造の変更の工事の着手前
- (3) 既存の施設を汚染土壌処理の用に供して汚染土壌処理業を行おうとする場合で、当該施設の構造の変更を伴わないとき 当該汚染土壌処理業の許可の申請前
- (4) 法第23条第1項の規定による変更の許可の場合 法第22条第2項第3号又は第4号に掲げる事項の変更の工事の着手前

（地域住民への周知）

第4条 事業計画者は、汚染土壌処理業の許可等を受けようとするときは、関係地域住民の理解を深めるため、当該汚染土壌処理業に係る計画を周知しなければならない。

（事前協議）

第5条 事業計画者は、汚染土壌処理業の許可等を受けようとするときは、あらかじめ汚染土壌処理業の許可等に係る事前協議書（別記様式。以下「事前協議書」という。）を知事に提出し、その旨を協議しなければならない。

- 2 事前協議書には、第3条本文に規定する生活環境保全上の措置を記載した書類及び前条の規定による関係地域住民への周知の状況を記載した書類を添付しなければならない。
- 3 知事は、事前協議書の提出があった場合においては、その内容を審査し、当該汚染土壌処理業に係る計画が適正であると認めるときは、その旨を事業計画者及び関係市町長に通知するものとする。
- 4 知事は、前項に規定する審査の過程において、必要と認めるときは、事業計画者に対し、事前協議書又は提出された関係書類の変更その他講ずべき措置について指導することがある。
- 5 事業計画者は、第3項の規定による通知を受けた後でなければ、汚染土壌処理業の許可等の申請をし、又は当該汚染土壌処理施設に係る工事に着手してはならない。

(市町長の意見聴取)

第6条 知事は、前条第1項の規定による事前協議を受けた場合は、関係市町長に対し関係書類を送付するとともに、生活環境保全上の見地からの意見を聴くものとする。

(事前協議の失効)

第7条 事業計画者が第5条第3項の規定による通知を受けた日から1年を経過する日までに汚染土壌処理業の許可等の申請をせず、又は当該汚染土壌処理施設に係る工事に着手しないときは、当該汚染土壌処理業の許可等に係る事前協議については、なかったものとみなす。ただし、事業計画者の責めに帰することができない理由があると知事が認めるときは、この限りでない。

(雑則)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から平成22年3月31日までの間は、第1条中「土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)」とあるのは、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律(平成21年法律第23号)による改正後の土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下「法」という。)」とする。

別記様式（第5条関係） 汚染土壌処理業の許可等に係る事前協議書

汚染土壌処理業の許可等に係る事前協議書											
愛媛県知事 様					年 月 日						
氏名又は名称及び住所並びに法人 協議者 にとっては、その代表者の氏名 (電話番号) 印											
協議者の事務所の所在地											
汚染土壌処理施設に係る事業場の名称											
汚染土壌処理施設の設置の場所											
汚 染 土 壌 処 理 施 設 の 種 類											
汚 染 土 壌 処 理 施 設 の 構 造											
汚染土壌処理施設の処理能力											
汚染土壌処理施設において処理する汚染土壌の特定有害物質による汚染状態											
他に汚染土壌処理業の許可を受けている場合は、その都道府県名（政令で定める市にあっては、市名）及び許可番号（申請中の場合は、申請年月日）											
						都道府県名（市名）			許可番号（申請年月日）		
汚 染 土 壌 の 処 理 の 方 法											
セメントの品質管理方法（セメント製造施設に限る。）											
保管設備の場所及び容量											
土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第22条第3項第2号八に規定する役員の氏名及び住所											
						氏 名			住 所		
再処理汚染土壌処理施設に係る事業場の名称、所在地、許可番号、種類及び処理能力											
						名 称	所在地	許可番号	種 類	処理能力	
着 工 予 定 年 月 日											
年 月 日											
使 用 開 始 予 定 年 月 日											
年 月 日											
環 境 影 響 評 価 等 の 実 施 状 況											
変 更 の 理 由											

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を記載し、押印することに代えて、本人（法人にあっては、その代表者）が署名することができる。
 3 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記入するか又は別葉に記載して添付すること。
 4 変更の許可に係る事前協議の場合は、当該変更に係る事項（括弧書きで変更前の内容についても、記載すること。）及び変更の理由のみを記載すること。
 5 次に掲げる書類及び図面を添付すること。
 (1) 汚染土壌処理業の許可の申請の手続に関する省令（平成21年環境省令第10号）第2条第2項に規定する書類及び図面（変更の許可に係る事前協議の場合は、当該変更に係る書類及び図面）
 (2) 愛媛県汚染土壌処理業の許可等に関する指導要綱（平成22年2月愛媛県告示第169号）第3条本文に規定する生活環境保全上の措置を記載した書類及び同要綱第4条の規定による関係地域住民への周知の状況を記載した書類

○愛媛県告示第170号

平成22年 2月 5日湯谷口西地区土地改良事業共同施行営非補助土地改良事業湯谷口西地区の換地計画に基づく換地処分があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成22年 2月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第171号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年 2月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 解除予定保安林の所在場所
東温市山之内字竹内乙389の1・乙390の1・乙391から乙401
(以上13筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅
(「次の図」は、省略し、その図面を愛媛県庁及び東温市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第172号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について、同法第112条第1項の規定による同意があったと認めたので、同法第112条の2第3項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成22年 2月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

(南予地方局産業経済部八幡浜支局管内)

四ツ浜加入区

○愛媛県告示第173号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、次の加入区について、漁船損害等補償法に基づく付保義務の発生（平成18年 2月愛媛県告示第233号）による保険に付すべき義務は、平成22年 2月15日限り消滅したので、同条第2項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の3の規定により告示する。

平成22年 2月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

(南予地方局産業経済部八幡浜支局管内)

四ツ浜加入区

○愛媛県告示第174号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成22年 2月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

宇和島市

宇和島市曙町1番地

代表者 宇和島市長 石橋寛久

宇和島市栄町港二丁目4番14号

- 2 埋立区域

- (1) 位置

宇和島市津島町北灘字網代甲2319番から同町北灘字シノバシ第4号377番8までの地先公有水面

- (2) 区域

次の1点から16点を順次直線で結んだ線、16点から真北62度03分06秒396.90メートルの地点を円心とする半径396.90メートルの円周で16点と17点とを結ぶ南西側の円弧、17点から28点までを順次直線で結んだ線、28点から真北245度07分42秒48.10メートルの地点を円心とする半径48.10メートルの円周で28点と29点とを結ぶ東側の円弧、29点から65点を順次直線で結んだ線並びに65点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位(C.D.L.+2.25メートル)の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点(宇和島市津島町北灘字網代甲2318番地先の国永漁港護岸に設置された金属錕)は、北緯33度08分28秒、東経132度28分37秒の地点

1点は、基点から真北224度31分51秒17.01メートルの地点

2点は、1点から真北153度13分45秒4.42メートルの地点

3点は、2点から真北243度13分45秒3.10メートルの地点

4点は、3点から真北153度13分45秒21.73メートルの地点

5点は、4点から真北63度13分45秒3.10メートルの地点

6点は、5点から真北153度13分45秒0.92メートルの地点

7点は、6点から真北243度13分45秒1.50メートルの地点

8点は、7点から真北153度13分45秒3.90メートルの地点

9点は、8点から真北243度13分45秒1.60メートルの地点

10点は、9点から真北153度13分45秒27.33メートルの地点

11点は、10点から真北152度59分00秒3.30メートルの地点

12点は、11点から真北62度45分38秒3.10メートルの地点

13点は、12点から真北152度40分38秒0.92メートルの地点

14点は、13点から真北242度11分40秒1.50メートルの地点

15点は、14点から真北152度13分14秒3.90メートルの地点

16点は、15点から真北242度12分41秒1.60メートルの地点

17点は、16点から真北148度39分53秒47.05メートルの地点

18点は、17点から真北55度16分25秒3.10メートルの地点

19点は、18点から真北145度09分38秒0.92メートルの地点

20点は、19点から真北234度43分28秒1.50メートルの地点

21点は、20点から真北144度44分16秒3.90メートルの地点

22点は、21点から真北234度43分23秒1.60メートルの地点

23点は、22点から真北144度12分21秒5.92メートルの地点

- 24点は、23点から真北143度02分52秒9.04メートルの地点
- 25点は、24点から真北142度41分11秒5.31メートルの地点
- 26点は、25点から真北144度34分13秒5.78メートルの地点
- 27点は、26点から真北148度11分20秒5.26メートルの地点
- 28点は、27点から真北152度43分06秒4.33メートルの地点
- 29点は、28点から真北162度03分43秒11.61メートルの地点
- 30点は、29点から真北168度40分57秒64.14メートルの地点
- 31点は、30点から真北258度40分57秒0.90メートルの地点
- 32点は、31点から真北168度40分57秒10.08メートルの地点
- 33点は、32点から真北78度40分57秒4.00メートルの地点
- 34点は、33点から真北168度40分57秒2.27メートルの地点
- 35点は、34点から真北263度39分23秒11.74メートルの地点
- 36点は、35点から真北173度39分23秒4.00メートルの地点
- 37点は、36点から真北263度39分23秒0.91メートルの地点
- 38点は、37点から真北173度39分23秒21.50メートルの地点
- 39点は、38点から真北263度39分23秒0.49メートルの地点
- 40点は、39点から真北173度39分23秒3.00メートルの地点
- 41点は、40点から真北83度39分23秒0.49メートルの地点
- 42点は、41点から真北173度39分23秒12.00メートルの地点
- 43点は、42点から真北263度39分23秒0.49メートルの地点
- 44点は、43点から真北173度39分23秒3.00メートルの地点
- 45点は、44点から真北83度39分23秒0.49メートルの地点
- 46点は、45点から真北173度39分23秒17.00メートルの地点
- 47点は、46点から真北263度39分23秒0.49メートルの地点
- 48点は、47点から真北173度39分23秒3.00メートルの地点
- 49点は、48点から真北83度39分23秒0.49メートルの地点
- 50点は、49点から真北173度39分23秒12.00メートルの地点
- 51点は、50点から真北263度39分23秒0.49メートルの地点
- 52点は、51点から真北173度39分23秒3.00メートルの地点
- 53点は、52点から真北83度39分23秒0.49メートルの地点

- 54点は、53点から真北173度39分23秒21.50メートルの地点
- 55点は、54点から真北83度39分23秒0.91メートルの地点
- 56点は、55点から真北173度39分23秒4.00メートルの地点
- 57点は、56点から真北83度39分23秒12.09メートルの地点
- 58点は、57点から真北173度39分23秒0.50メートルの地点
- 59点は、58点から真北263度39分23秒4.00メートルの地点
- 60点は、59点から真北173度39分23秒22.18メートルの地点
- 61点は、60点から真北83度39分23秒4.00メートルの地点
- 62点は、61点から真北173度39分23秒1.29メートルの地点
- 63点は、62点から真北263度39分23秒31.02メートルの地点
- 64点は、63点から真北173度39分23秒2.40メートルの地点
- 65点は、64点から真北263度39分23秒1.81メートルの地点

(3) 面積

4,710.16平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成16年10月13日 愛媛県指令16港第239号

4 しゅん功認可年月日

平成22年 2月16日

○愛媛県告示第175号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定に基づき、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量が終了した旨の通知があった。

平成22年 2月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類 基本測量（渡海水準測量作業）
- 2 作業期間 平成21年 5月11日から
平成22年 1月22日まで
- 3 作業地域 今治市（来島海峡大橋）

○愛媛県告示第176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 2月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員	延 長	備 考
県 道	大島環状線	今治市宮窪町余所国551番2地先から 今治市宮窪町余所国110番4まで	旧	メートル 7.0~42.0	キロメートル 0.055	
		今治市宮窪町余所国551番5から 今治市宮窪町余所国110番14まで	新	11.0~47.0	0.055	

○愛媛県告示第177号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 2月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	大島環状線	今治市宮窪町余所国551番5から 今治市宮窪町余所国110番14まで	平成22年 2月16日

○愛媛県告示第178号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成22年 2月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

許 可 番 号	許 可 年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取 消 年月日	取 り 消 し た 建設業の種類	取消しの原因 となった事実
(般 - 16)第2748号	平成17年 2月7日	近代住宅	谷本 憲宣	松山市東石井5 - 13 - 26	平成22年 1月13日	建築工事業	建設業の廃止
(般 - 19)第1726号	平成19年 10月16日	橋本工務店	橋本揚三郎	松山市星岡5 - 12 - 6	平成22年 1月13日	建築工事業 大工工事業 内装仕上工事業	建設業の廃止
(般 - 19)第16206号	平成19年 11月8日	木野内マルキ株式会社	木野内 伸	松山市谷町甲80	平成22年 1月18日	土木工事業 とび・土工工事業 水道施設工事業	建設業の廃止 (一部)
(般 - 19)第15024号	平成19年 5月24日	愛石運輸(株)	白石 茂	伊予郡砥部町重光312	平成22年 1月22日	土木工事業 とび・土工工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第179号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局大洲土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成22年 2月16日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
一 般 国 道	379号	喜多郡内子町大瀬東2657番5から 同町大瀬東2702番まで	平成22年 2月16日